

令和5年第9回大野町農業委員会議事録

令和5年9月4日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第9回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第15号 農地法第3条の3の規定による届出について
議第30号 農地法第3条の規定による許可について
議第31号 農用地利用集積等促進計画について
議第32号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

出席農業委員（13名）

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員 | 2番 馬淵 徳次 委員 | 3番 内田 博人 委員 |
| 5番 河本 茂樹 委員 | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員 |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員 | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員 | 13番 清水 誠 委員 |
| 14番 國枝 治彦 委員 | | |

出席農地利用最適化推進委員（11名）

- | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| 岡田 松榮 委員 | 林 竜彦 委員 | 渡邊 靖 委員 | 所 勝重 委員 |
| 久保田 静真 委員 | 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 |
| 野津 正明 委員 | 宮嶋 博幸 委員 | 田代 定 委員 | |

欠席農業委員（1名）

- 15番 飯沼 良一 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃

(令和5年9月4日 午前10時30分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、農業委員の飯沼良一委員から欠席届がでておりますのでご報告させていただきます。今回の議事録署名者は7番の河野正和委員、9番の林和朗委員にお願いしたいと思います。それでは報第15号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第15号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。10筆で9,306㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。14筆で8,227㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より共有持ち分1/2の農地を相続されたものであります。1筆で23㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。11筆で9,510㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で8,425㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。13筆で8,008.80㎡でございます。

報第15号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第15号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第30号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[係長高島伸圭 議第30号の議案説明]

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は77,477㎡となります。担当推進委員は林委員と野津委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（譲渡）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は12,196㎡となります。2番の案件について担当推進委員は渡邊委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は850.07㎡となります。3番の案件について担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第30号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第30号の1番の案件につきまして、担当委員であります林委員・野津委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明どおりです。

○農地利用最適化推進委員（野津正明委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第30号の2番の案件につきまして、担当委員であります渡邊委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（渡邊靖委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第30号の3番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第30号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

3番の案件について、申請人は新規で農地を取得されるということですが、今後何を作付けされるのか、どのように耕作を行う予定なのかを確認されましたか。

○係長（高島伸圭）

申請者は稲作を行うということで申請をされました。農機具等もリースで導入予定で、農作業に従事する日数も150日以上となっておりますので要件は満たしています。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

了解しました。しかしながら、新規で農業を始めるにあたり、規模的に果たして経営が成り立っていくのか心配である。許可後の農業委員会のフォローの必要はあるのか。

○係（若原宏晃）

農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日常業務で農地パトロールを行っていただいていると思いますが、その中で今回の3条の案件が農地として効率利用をされていないと判断された場合は事務局に報告していただきます。その後事務局で現場を確認させていただき、申請の通りに利用されていないことが発覚した場合、申請者に指導を行います。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

今後は新規取得の案件が多く出てくると思いますので、農業委員会としての判断基準を定められた方がよろしいかと思います。

○係長（高島伸圭）

今後新規取得の案件の増加が見込まれます。国がマニュアルの整備を進めているということなので、大野町としても国のマニュアルに基づき基準を整備していきたいと思います。

○議長（目加田菊次会長）

議第30号の1番から3番の案件につきまして、その他ご審議ございませんか。

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第30号の1番から3番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第31号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第31号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるにあたっては、農業委員会の決定を経ることとなっており、令和5年8月24日付け文書で農業委員会の意見を求められております。今回設定分は、令和5年11月1日付けで新たに権利移転を設定する分の農用地利用集積等促進計画です。

今回の権利移転といたしましては、18件33,120㎡の申請がありました。今回は権利移転のみになりますので、集積面積の増減はありませんが、参考までに申し上げます。集積面積は大野町全体で552.3ha、集積率は48.4%となります。

議第31号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第31号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第31号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第32号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第32号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

人・農地プランを法定化し、地域で話し合いを行い、将来目指すべき農地利用の在り方を明確化する地域計画定め、それを実現すべく農地中間管理機構を活用した農地の集約化を進めるため、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正されました。それに基づき、県が農業経営基盤強化促進基本方針を変更し、同法第6条第3項に基づき町においても基本的な構想を変更する必要があるため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第2条第2項に基づき必要に変更させていただきます。

〔係長高島伸圭 詳細について説明〕

○議長（目加田菊次会長）

議第32号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第32号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）


○議長（目加田菊次会長）


それでは、次回の農業委員会については10月5日9時より行います。よろしくお願ひいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第9回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 岡加田菊次 

委員 河野正和 

委員 林和朗 